

モロッコによる日本産食品の輸入規制の撤廃について
～東日本大震災関連～

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生により、モロッコ向けに輸出される13都県産の食品・飼料等について放射性物質検査証明書を求められるなどの規制措置がとられていましたが、モロッコ食品衛生規制庁（ONSSA）による当該規制措置が撤廃されたことを9月9日に確認しましたので、お知らせいたします。

これにより、福島第一原子力発電所事故に伴い輸入規制を設けている国・地域の数は事故後の54から19に減少しました。

上記規制の撤廃を含む諸外国・地域の規制内容は、以下のとおり農林水産省のホームページに掲載しています。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kisei_all_200909.pdf

「諸外国・地域の規制措置（令和2年9月9日現在）」

（参考1）撤廃前のモロッコによる日本産食品の輸入規制の概要

対象品目	対象地域	規制内容
全ての食品、飼料	13都県（福島、宮城、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨）	放射性物質検査証明書を要求
	上記13都県以外で収穫・加工された食品・飼料	産地証明書を要求

（参考2）2019年のモロッコ向け食品・農林水産物の輸出額

3千8百万円（緑茶、播種用の種他）、世界第105位

出典：財務省貿易統計

お問合せ先
食料産業局 輸出先国規制対策課
担当者：貞包（さだかね）、大村
代表：03-3502-8111（内線4309）
ダイヤルイン：03-6744-2061
FAX：03-6738-6475